

資料名	頁	項目	修正前	修正後
入札説明書	6	3(1)⑦	市は、事業者に対して、現行ターミナル施設の解体、新ターミナル施設の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価のうち4分の3を設計・施工期間中の各年度の出来高に応じて支払い、4分の1を維持管理期間中に元利均等払いにて支払います。	市は、事業者に対して、現行ターミナル施設の解体、新ターミナル施設の設計・施工・工事監理・所有権移転に係る対価のうち4分の3を新ターミナル施設の各年度の出来高に応じて支払い、4分の1を維持管理期間の当初の20年間に元利均等払いにて各半期に1回、支払います。
	6	3(1)⑦	(イ) 新ターミナル施設の維持管理に係る対価 市は、事業者に対して、新ターミナル施設の維持管理業務に係る対価を維持管理期間にわたって、各半期に1回、支払います。	(イ) 新ターミナル施設の維持管理に係る対価 市は、事業者に対して、新ターミナル施設の維持管理業務に係る対価を維持管理期間にわたって、各半期に1回、支払います。なお、維持管理業務に係る対価には、新ターミナル施設の光熱水費が含まれます。
	19	4(5)①	(キ) 構成企業又は協力企業以外の企業は、市の承諾がない限りは特別目的会社から「1(1)⑤事業範囲」に示す業務を直接受託又は請負することはできないものとします。	(キ) 構成企業又は協力企業以外の企業は、市の承諾がない限りは特別目的会社から「3(1)⑤事業範囲」に示す業務を直接受託又は請負することはできないものとします。
	20	4(5)③	本事業を遂行する構成企業は少なくとも「設計企業」「建設企業」「工事監理企業」「維持管理企業」で構成されるものとし、	本事業を遂行する構成企業として、以下に示す要件を満たす「『新ターミナル施設の設計業務』を行う構成企業」、「『新ターミナル施設の施工業務』を行う構成企業」、「『新ターミナル施設の工事監理業務』を行う構成企業」、「『新ターミナル施設の維持管理業務』を行う構成企業」それぞれ少なくとも1社で構成されるものとし
	21	4(5)③	各企業は構成企業又は協力企業として、参加資格の資格確認基準日において	各企業は構成企業として、参加資格の資格確認基準日において
	21	4(5)③	以下の参加資格要件を満たしている者は、前③項の(ア)から(カ)に示す入札参加者の参加資格要件(共通)の審査は免除される	以下の参加資格要件を満たしている者は、前②項の(ア)から(カ)に示す入札参加者の参加資格要件(共通)の審査は免除される